

【決議案】 石綿対策全国連絡会議は アスベスト問題の地球規模での解決をめざす

2006年4月28日 石綿対策全国連絡会議第19回総会

国際労働機関(ILO)が、「毎年、世界中で約220万人が労働災害・職業病で死亡しているなかで、アスベストだけで10万人(5分間に1人)殺している」¹と推計しているように、アスベストは人類史上再大規模の産業災害であり、世界共通の課題です。日本は、いわゆる先進工業国のなかでは最後にアスベストを使用しなくなっているわけですが、開発途上国とりわけアジアでは今なおアスベストの使用が継続され、増加している国さえもあるという状況のなかで、欧米から顕在化し、日本でもその流行がはじまったアスベスト被害の今後の世界的拡大が懸念されています。アスベストを使用した船舶等が廃棄物としてアジアに輸出され、防護措置なしに解撤・再利用されている現状に対する世界の関心も高まっているところです。²

2004年世界アスベスト東京会議

石綿対策全国連絡会議(英語名称:Ban Asbestos Network Japan (BANJAN))は、長年、アスベスト問題に取り組む世界のNGO、労働組合、被害者(支援)グループや専門家らとの連携に努めてきました。その集大成とも言えるのが、2004年11月19-21日に東京・早稲田大学国際会議場で開催された「2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)」³でした。

私たちが尼崎のクボタ旧神崎工場周辺の住民中皮腫患者と出会ったのも、まさにその準備の最中のことでした。クボタ・ショックがこの時期に日本で起こったことは世界的文脈のなかにおいても検証される必要があると考えますし、その後の日本の対応は国際的にも注目されています。また、GAC2004に対して厚生労働省、環境省、東京都、日本労働組合総連合会、日本医師会、日本弁護士連合会や幅広い学問分野の諸学会等の幅広い後援を得られたことは、アスベストという過去の負の遺産に社会全体で取り組む体制を構築していくためのモデルとしていくべきものであると考えているところでもあります。

GAC2004は、世界40か国・地域からの120名の海外代表を含む、約800名の参加者を得て、大きな成果をあげることができました。会議が採択した、「地球上のすべての人々のためのアスベストのない環境に向けた国際的行動を持続していく」決意を確認した「東京宣言」は、「世界中の国々の(行方を指し示す)灯台の役割を果たす」とも評価されています。⁴

また、国際自由労連(ICFTU)加盟の国際建設林産労働組合連盟(IFBWW)、国際労連(WCL)の国際建設労働者連合(WFBW)、世界労連(WFTU)の建築木材建築資材労働組合インターナショナル(UITBB)の3つの国際建設労働組合組織が、潮流を超えて会期中に共同宣言をまとめて公表したことは、その後の世界の労働組合運動によるアスベストの世界的禁止キャンペーンの先駆けとなるものでした。⁵

石綿対策全国連絡会議は、昨年4月13日に開催した第18回総会において、GAC2004の成果と意義を確認しつつ、それを日本と世界でひろげていくという方針を確認しました。

2006年ワーカーズ・メモリアルデー

本日 4月28日は、世界の労働組合やNPO等が提唱する、労働災害や職業病の被害者のための国際記念日「ワーカーズ・メモリアルデー」です。ILOもこの日を「仕事における安全と健康のための世界の日」と定めています。毎年この日に、世界のアスベスト被害者(支援)団体や労働組合、労働安全衛生NPO等が、アスベスト問題を取り上げて、各地で様々な取り組みが展開されています。⁶

今年、地球的行動のための議員連盟(PGA)⁷の代表を努めるアラン(Alain)Destexhe・ベルギー上院議員や、GAC2004の国際委員の中心でもあったアスベスト禁止国際書記局(IBAS)⁸コーディネーターのローリー・カザンアレン女史らにより、「アスベストの世界的禁止を求める世界の国会議員の共同アピール」(別添1参照)が呼びかけられました。

このアピールには、世界41か国の123人以上の国会議員が賛同しています。石綿対策全国連絡会議がこの呼びかけに応じて、日本の各政党のアスベスト対策及び通常国会でのアスベスト関連法案審議の中心になられた方々14名に要請したところ10名が賛同してくださり、当初から名簿に搭載されていた1名を含め、日本からも、公明、民主、共産、社民の各党所属の国会議員11名が名を連ねるところとなりました。

私たちは、世界の国会議員によるこのイニシアティブを全面的に支持するとともに、協力してアスベストの世界的禁止の一日も早い実現をめざして奮闘することを誓います。

日本の「2006年度中に全面禁止」公約

そのためにも、日本政府に、一日も早く「2006年度中に全面禁止」の公約¹⁰を実現させなければなりません。2006年1月18日に発表された厚生労働省の「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書」¹¹が、「2006年度中のポジブリスト化(7つの例外製品を除き原則禁止)」だけを提言したもので、国会審議でも、「完全な(例外なき)全面禁止」の時期は「できるだけ早期に」以上のことは言えない」という政府答弁にとどまっていて、公約が反古にされかねない状況にあるからです。

「原料アスベスト」の輸入は、2004年10月1日の「原則禁止」(10種類のアスベスト含有製品の禁止)により、2005年には110トンにまで激減しました。しかし、今回石綿対策全国連絡会議が確認したところによると、ジョイントシート等のアスベスト含有製品の輸入及び輸出とも必ずしも減少していないことが判明しています(別添3参照)。¹²

2006年アジア・アスベスト会議(タイ・バンコク)

世界的禁止の最大の焦点は、アジアです。いまや世界のアスベスト消費量の約6割を占めるアジア⁹のアスベスト使用をめぐる動向が、アスベストの世界的禁止の帰趨を決すると言っても過言ではありません。この点で、前記の共同アピールに日本、韓国、タイ、フィリピン、カンボジア、ラオス、インド等の国会議員が賛同していることは重要と考えます。

石綿対策全国連絡会議(BANJAN)、インド・アスベスト禁止ネットワーク(BANI)に続いて、昨年7月にフィリピン・アスベスト禁止ネットワーク(PBAN)が環境NPOや労働組合、専門家らによって設立¹³されたり、2005年10月にはパキスタン・イスラマバードでセミナー「既知の発がん物質:アスベスト、アスベスト含有タルク、シリカとパキスタンの環境法」が開催¹⁴されたりと、GAC2004参加者らによるアジア各国での取り組みが伝えられてきています。

しかし他方で、アジアの市場を確保しようというアスベスト産業の働きかけも熾烈です。直近の例としては、今年3月1-2日にジャカルタで開催された国際科学シンポジウム「クリソタイル:最近の研究、確固としたデータ、新たな現実」があげられます。主催はインドネシア大学の呼吸器及び労働安全衛生の二つの医系学科でしたが、カナダ大使館がスポンサーとなり、世界中で使い古されてきた「クリソタイルと角閃石系アスベストは異なる」、「管理して使用すれば安全」等のプロパガンダが繰り返されているのです。¹⁵

そのようななかで、まさにGAC2004を引き継ぐかたちで、2006年アジア・アスベスト会議が、本年7月26-27日にタイ・バンコクで開催されることが決まりました。主催はタイ政府の保健省疾病管理局で、労働省の関係部局が共催となっています。この準備には、IBAS(ローリー・カザンアレン)と石綿対策全国連絡会議(担当・古谷杉郎事務局長)が主催者と連絡を取り合いながら当たってきました。詳しくは別添2のとおりですが¹⁶、井内康輝(広島大学)、森永謙二(産業医学総合研究所)、古川和子(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会)、名取雄司(中皮腫・じん肺・アスベストセンター)、中地重晴(環境監視研究所)、高橋謙(産業医科大学)の各氏らの参加がすでに決まっており、日本からの貢献の大きなアジア会議となります。

タイでは、アスベストの輸入量が、1987年の90,700トンから2001年の120,147トンへと増加傾向がみられていることが報告されています。¹⁷ タイでアスベスト問題の実相が国際的・学際的に取り上げられる初めての機会として、研究者、労働者、使用者、被害者・家族らの幅広い参加が見込まれており、その意義はきわめて大きいと考えています。

2007年アジア・アスベスト会議(ベトナム・ハノイ)、2008年世界アスベスト会議(南アフリカ)

さらに来年には、2007年アジア・アスベスト会議をベトナム・ハノイで開催しようという企画の準備協議もすでに始められており、条件さえあれば他のアジア諸国においても、また会議だけではなく様々な企画を国際的

な協力のもとで追求していくつもりです。なお、この4月25-28日にはブラジル・サンパウロで、「ラテンアメリカ諸国アスベスト・シンポジウム」が開催されているところです。¹⁸

世界アスベスト会議(GAC)という名称は、2000年11月にブラジル・オザスコで開催された国際会議で初めて用いられました。¹⁹ 2回目となるGACが4年後の2004年日本開催となったことから、GAC2004の会場では、第3回目は2008年?どこで?ということが話題になりました。

昨年、GAC2004に代表2名を送った南アフリカの全国鉱山労働組合(NUM)が、2008年世界アスベスト会議(GAC2008)のホストに名乗りを上げ、最近、本格的に準備を開始するという書簡が届け出られました。

南アフリカは、かつて主要なアスベストの生産・輸出国のひとつとして、日本にも輸出していました。しかし、アスベストからの利益はすべて多国籍企業の懐に入り、あとにはアスベストのボタ山と健康被害の流行という負の遺産が置き去りにされています。アスベスト被害者の組織や支援団体、この問題に真剣に取り組む諸分野の専門家等も存在しており、政府各機関や使用者団体等も巻き込んだ広範な準備・運営の体制を追求したいと伝えられています。

ラテンアメリカからはじまったGACが、アジアへ、そしてアフリカへと引き継がれていくのを見るのは、きわめて感慨深いものがあります。

アスベスト問題の地球的解決をめざして

私たちは、GAC2008までをひとつの目標に、真剣にアスベストの世界的禁止の実現、共通の課題の解決に向けた国際協力を進めなければならないと考えています。様々な関係団体、できる限り多くの人々が、アスベスト問題の地球規模での解決のために協力しあっていくことを訴えます。

ILOは2006年はじめに発表した文書²で、以下のように述べています。

「リスクをどこか他所に移すことは、誰にも機会を提供する公平なグローバル化(世界化)の目的に合わない。アスベスト禁止を世界中に広めることは、大きなそして重要な課題である。そのために、国際共同体は、諸国が必要な再構築措置に対処するのを助け、代替の雇用を創出し、全世界でアスベスト代替品の使用を促進するために、知識と支援を提供しなければならない。」

ILOがここまでアスベストの世界的禁止の重要性に公式に言及したのは初めてのことです。現在は、アスベスト問題の地球規模での解決をめざす絶好の機会であるとともに、この機会を逃してはならないのです。

アスベスト関連法案を審議した参議院環境委員会が全会一致で採択した2006年2月3日の附帯決議は、10項目の最初の項で、「アジア・太平洋地域を視野に入れ、国際会議等を通じた知見や技術の共有化に努めること」としています。

日本政府はこれを実行に移すべきであり、私たちが関わる国際会議等への参加や、ひも付きでない財政その他の援助を行うことを歓迎します。また、5月31日-6月16日にジュネーブで開催されるILO第95回総会をはじめとした国際フォーラムにおいて、世界の労働組合やNPO等とともに、アスベストの世界的禁止、地球規模でのアスベスト問題の解決に向けたイニシアティブを發揮することを強く要求するものです。

1. ILO:世界の職場死亡災害はきわめて過小報告(<http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/pr/2005/36.htm>)
2. ILO:アスベスト・潜伏中の有害影響が姿を現わす(<http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/features/06/asbestos.htm>)、資料1参照。
3. 2004年世界アスベスト東京会議(GAC2004)ウェブサイト: <http://park3.wakwak.com/~gac2004/>。CDのかたちで報告書も昨年9月に完成。
4. 東京宣言は上記ウェブサイトで入手可能。ここで引用した東京宣言に対する評価は、「アスベストを禁止する東京宣言に関するラマッチーニ協会の声明」(American Journal of Industrial Medicine, 48: 89-90(2005))のもの。ラマッチーニ協会は、インディペンデントな科学者の国際的な団体(<http://www.Collegiumramazzini.org/>)。
5. 国際建設労働組合組織の共同宣言も上記ウェブサイトで入手可能。国際建設林産労働組合連盟(IFBWW)と国際建設労働者連合(WFBW)は2005年12月に合同して新たに建設林産労働者インターナショナル(BWI)を結成(<http://www.bwint.org/default.asp?Index=110&Language=EN>)。世界の労働組合運動によるアスベストの世界的禁止キャンペーンについては、資料2・3参照。
6. ワーカーズ・メモリアルデーの最も包括的な情報源は、<http://www.hazards.org/wmd/>。資料2も参照。
7. 地球的行動のための議員連盟(Parliamentarians for Global Action)は、民主主義、平和、正義、環境問題等で行動志向のイニシアティブを發揮しようという、114か国1,300人の議会人が名を連ねるネットワーク

- (<http://www.pgaction.org/>).
8. アスベスト禁止国際書記局(International Ban Asbestos Secretariat) : <http://www.btinternet.com/~ibas/>
 9. アメリカ地質調査所『世界の asbestos 供給・消費の動向 1990-2000』(<http://pubs.usgs.gov/of/2003/of03-083/of03-083-tagged.pdf>)。クリソタイル研究所(<http://www.chrysotile.com/en/chrysotile/overview/production.aspx>)
 10. 2005年12月27日 asbestos 問題関係閣僚会合「 asbestos 問題に係る総合対策」(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/asbestos/dai5/5sankou2.pdf>)
 11. 石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会報告書(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2006/01/h0118-2.html>)
 12. 財務省貿易統計:別添3参照。表中、関税率表分類「6811」及び「6813」には、 asbestos を含有していない製品も含まれている可能性があり、また、建材及びブレーキライニング・ブレーキパッドは、2004年10月1日の「原則禁止」の対象とされています。原料 asbestos の2005年の輸入量は「0トン」となっていますが、価額にして約406万円分の輸出は行われています。
 13. フィリピン・ asbestos 禁止ネットワーク(PBAN)の設立(<http://www.ifbww.org/index.cfm?n=44&l=2&c=1549&on=2>, http://www.btinternet.com/~ibas/Frames/f_lka_first_asb_sem_philippines.htm)
 14. セミナー「既知の発がん物質: asbestos、 asbestos 含有タルク、シリカとパキスタンの環境法」(http://www.btinternet.com/~ibas/Frames/f_lka_ban_asb_debate_pakistan.htm)
 15. 2006年3月3日付けジャカルタ・ポスト紙(<http://www.thejakartapost.com/yesterdaydetail.asp?fileid=20060303.M01>)
 16. 英文の第二報(http://www.btinternet.com/~ibas/thai_conf_announce_2.pdf)
 17. GAC2004におけるソムキャット・スリルタナブラク氏(タイ保健省疾病管理局労働環境疾病部)の報告「 asbestos の世界的影響:タイの経験」(抄録:http://park3.wakwak.com/~gac2004/jp/index_abstract_j.html)
 18. ラテンアメリカ・ asbestos ・シンポジウム(<http://www.fundacentro.gov.br/CTN/noticias.asp?Cod=292>)
 19. 第1回世界 asbestos 会議(<http://park3.wakwak.com/~banjan/main/osasco.html>, http://www.btinternet.com/~ibas/Frames/f_osasco_report.htm)

【別添1】

【世界の国会議員の4.28共同アピール】

アスベストの世界的禁止の要求

百年間に及ぶアスベスト使用による障害と死に終止符をうつために、世界の国会議員は、アスベストの世界的禁止を要求する。政府とアスベスト関連企業に何十億ドルもの利益を生み出すために、すでに何百万人もの生命が犠牲にされている。この殺人産業をやめさせる時が来た！インターナショナル・ワーカーズ・メモリアルデー（2006年4月28日）¹の機会に、アジア、アフリカ、中近東、ヨーロッパ及びアメリカの政治家は、2005-2006年をアスベスト行動年²としようという市民団体、労働組合、医学専門家らの取り組みに対する支持を表明するものである。

すべての種類のアスベストに対する曝露が人々を殺す可能性がある、という世界的なコンセンサスがある。この見解は、国際労働機関（ILO）、世界保健機関（WHO）、国際化学物質安全性計画（IPCS）、欧州連合（EU）、ラマッチーニ協会、国際社会保障協会（ISSA）、世界貿易機関（WTO）、国際労働衛生会議（ICOH）、国際建設林産労連（IFBWW）、国際金属労連（IMF）、及び、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、チリ、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、クウェート、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、サウジアラビア、セーシェル、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス、ウルグアイの政府及び多数の自立的な科学者たちによって支持されている。

インターナショナル・ワーカーズ・メモリアルデーは、死者を想い起こし、生きるために闘うことを誓う日である。この精神を踏まえて、アスベストに反対する世界の国会議員は、ここに以下のことを誓約する。

「博愛と平等の精神において、われわれは、すべての人々が健康な環境のもとで生活し、働く権利を有していることを宣言する。欧州連合において使用することがあまりに有害な物質が、アジア、アフリカ、ラテンアメリカにおいて使用されていることは容認できることではなく、また、アスベストに汚染された船舶が開発途上国に投棄されていることは、工業国にとって受け入れられることではない。世界的なアスベスト禁止は、アスベストがもたらす脅威を取り除くキャンペーンの最初のステップである。われわれは国会議員として、世界的禁止を確実にするために、各国政府、地域及び国際機関に働きかけ、また、国際的な労働団体、NGO、アスベスト被災者を代表する団体、その他と連携していく。」

【署名】

地球的行動のための議員連盟（PGA）³代表でベルギー上院議員であるAlain Destexhe氏をはじめ、以下の日本の国会議員11名を含む、41か国の国会議員123名以上が署名（後掲）

【署名：日本の国会議員】

足立信也（参・民主）、阿部知子（衆・社民）、岡崎トミ子（参・民主）、加藤修一（参・公明）、小池晃（参・共産）、田島一成（衆・民主）、長浜博行（衆・民主）、福島みずほ（参・社民）、福島豊（衆・公明）、吉井英勝（衆・共産）、若林秀樹（参・民主）

注1： ワーカーズ・メモリアルデーは、世界の労働組合やNPOが提唱する、働災害・職業病の被害者を追悼・記念する日（<http://www.hazards.org/wmd/>参照）で、国際労働機関（ILO）もこの日を「仕事における安全と健康のための日」と定めている（<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/worldday/>）。

注2： 2005/2006年アスベスト行動年は、昨年9月にブリュッセルの欧州議会を会場に開催された「欧州アスベスト会議：政策・健康・人権」で採択されたブリュッセル宣言で提起されました（http://www.btinternet.com/~ibas/Frames/f_lka_eac_05_rep.htm）。

注3： 地球的行動のための議員連盟は、民主主義、平和、正義、環境問題等で行動志向のイニシアティブを發揮することを目的としたネットワーク。PGA：Parliamentarians for Global Action（<http://www.pgaction.org/>）

【署名者のリスト】

Senator Alain Destexhe, Belgian Parliament and Chairman, Parliamentarians for Global Action / John Battle, MP, Great Britain / Pat Martin, MP, Canada / Eduardo Matarrazzo Suplicy, Senator, Brazil / Didace Kiganhe, Deputy, Burundi / Sara Maria Duarte Lopes, Deputy, Cape Verde / Sina Than, Deputy, Cambodia / Rainsy Sam, Deputy, Cambodia / Marie Rose Nguini Effa, Deputy, Cameroon / Lee Jongkul, Deputy, Korea / Ahn Myoung-Ock, Deputy, Korea / Lee Sang-Min, Deputy, Korea / Loic Bouvard, Deputy, France / Miguel Angel Martin Soledad, Deputy, Spain / Michael Woods, Deputy, Ireland / George Tsereteli, Deputy, Georgia / Paul Appiah-Ofori, Deputy, Ghana / Pratsau Suresh, Deputy, India / Trivedi Dinesh, Deputy, India / Doski Salar, Deputy, Iraq / Hideki Wakabayashi, Deputy, Japan / Raed Qaqish, Deputy, Jordan / Mamdouh Abadi, Deputy, Jordan / Florence Abonyo, Deputy, Kenya / Viseth Svengsuksa, Deputy, Laos / Ghassan Moukheiber, Deputy, Lebanon / Jeanson Ratiarinaiva, Senator, Madagascar / Callista Chimombo, Deputy, Malawi / Daouda Toure, Deputy, Mali / Mohamed Oudor, Deputy, Morocco / Noureddine Lazrek, Deputy, Morocco / Simango Lutero, Deputy, Mozambique / Tome Mankeh, Deputy, Mozambique / Nathan Jorge Sevilla Gomez, Deputy, Nicaragua / Peter Jiys, Deputy, Nigeria / Isa Maina, Deputy, Nigeria / Albert Koenders, Deputy, the Netherlands / Norbert Mao, Deputy, Uganda / Janette Garin, Deputy, Philippines / Wieslaw Stefan Kuc, Deputy, Poland / Georges Kombo Tonga Booke, Deputy, Democratic Republic of Congo / Gregoire Bandeja wa Mpungu, Deputy, Democratic Republic of Congo / Alfred Mukezamfura, Deputy, Rwanda / Aloisea Inyumba, Senator, Rwanda / Mamadou Diop, Deputy, Senegal / Aisha Kigoda, Deputy, Tanzania / Raphael Chegeni, Deputy, Tanzania / Ahmat Saleh Bodoumi, Deputy, Chad / Chandrasurin Pinich, Deputy, Thailand / Sompol Vanigbandhu, Deputy, Thailand / Ihor Ostash, Deputy, Ukraine / Faisal Amin Aboras, Deputy, Yemen / Son Chhay, MP, Cambodia / Tiulong Saumura, MP, Cambodia / Yim Sovann, MP, Cambodia / Ho Van, MP, Cambodia / Thak Lany, MP, Cambodia / Eang Chhai Eang, MP, Cambodia / Ke Sovannaroth, MP, Cambodia / Ton Vanara, MP, Cambodia / Kim Suor Phirith, MP, Cambodia / Sok Pheng, MP, Cambodia / Mao Monyvan, MP, Cambodia / Cheam Channy, MP, Cambodia / Chrea Sochanda, MP, Cambodia / Chan Cheng, MP, Cambodia / Kieng Vang, MP, Cambodia / Chea Poch, MP, Cambodia / Kuoy Bun Roeum, MP, Cambodia / Sok Soti, MP, Cambodia / Kartika Liotard, MEP, the Netherlands / Krista van Velzen, MP, the Netherlands / Jan de Wit, MP, the Netherlands / Mauro Guimaraes Passos, Federal Deputy, Santa Catarina State, Brazil / Ivan Valente, Federal Deputy, S?o Paulo State, Brazil / Paulo Bufalo, Councillor from Campinas City, Brazil / Marcio Antonio Mariano da Silva, President of ACPO, Cubat?o, Brazil / Michael Clapham, MP, Chair of Asbestos Sub-Committee of the House of Commons, England / Jackie Baillie, MSP, Dumbarton, Scotland / Des McNulty MSP, Scotland / Chris Balance MSP, Scotland / Bill Butler MSP, Scotland / Rosemary Byrne MSP, Scotland / Roseanna Cunningham MSP, Scotland / Marlyn Glen MSP, Scotland / Trish Godman MSP, Scotland / Patrick Harvie MSP, Scotland / Fiona Hyslop MSP, Scotland / Carolyn Leckie MSP, Scotland / Ken Macintosh MSP, Scotland / Duncan McNeil MSP, Scotland / Elaine Murray MSP, Scotland / Cathy Peattie MSP, Scotland / Nora Radcliffe MSP, Scotland / Shona Robison MSP, Scotland / Eleanor Scott MSP, Scotland / Murray Tosh MSP, Scotland / Eric Illsley MP, England / Paul Farrelly MP, England / Linda Riordan MP, England / Natascha Engle MP, England / Bob Marris MP, England / Angela Smith MP, England / Davie Crawsby MP, England / Neil Gerrard MP, England / Harry Cohen MP, England / Peter Kilfoyle MP, England / Stephen Hepburn MP, England / Joan Walley MP, England / Clare Short MP, England / Chris McCafferty MP, England / Tony Lloyd MP, England / Akira Koike Deputy, Japan / Hidekatu Yoshii Deputy, Japan / Hiroyuki Nagahama Deputy, Japan / Issei Tajima Deputy, Japan / Mizuho Fukushima Deputy, Japan / Shinya Adachi Deputy, Japan / Shuichi Katoh Deputy, Japan / Tomiko Okazaki Deputy, Japan / Tomoko Abe Deputy, Japan / Yutaka Fukushima Deputy, Japan

【別添2】

2006年アジア・アスベスト会議

タイ・バンコク

- 【日時】 2006年7月26-27日
【会場】 アジア・ホテル・バンコク(宿泊申込締め切り2006年7月10日)
Asia Hotel Bangkok, 296 Phayathai Road Rajthavee, Bangkok 10400, Thailand Tel : (662)
215-0808 Ext. 5325 www. <http://www.asiahotel.co.th/bangkok.htm>
【登録】 無料(登録申込締め切り2006年7月20日)
- 【主催】 タイ保健省疾病管理局
【共催】 タイ労働省労働保護・福祉局、タイ労働省社会保障事務所
【協賛】 アスベスト禁止国際書記局(IBAS)、国際労働機関(ILO)、世界保健機関(WHO)

2006年7月26日

- 09:00-09:20 【開会式】
歓迎挨拶:タイ保健大臣
主催者挨拶:タイ保健省事務次官、タイ労働省労働保護・福祉局、タイ労働省社会保障事務所
- 09:20-09:45 【来賓挨拶】
ヨルマ・ランタネン(国際労働衛生委員会(ICOH)、フィンランド国立労働衛生研究所(FIOH))
ローリー・カザンアレン(アスベスト禁止国際書記局(IBAS))
川上剛(国際労働機関(ILO))
Deoraj Caussy(世界保健機関(WHO))
フィオーナ・マリー(建設林産労働者インターナショナル(BWI))
- 09:45-10:30 【セッション2. アスベストのインパクト:世界概観】
21世紀におけるアスベスト:ローリー・カザンアレン(アスベスト禁止国際書記局(IBAS))
開発途上国に対するアスベスト・ハザードの輸出:バリー・キャッスルマン(アメリカ)
カナダのアスベスト:世界の関心:パット・マーティン(カナダ下院議員)
- 11:00-11:15 アスベスト疾患の発生率及び技術的予防:ヨルマ・ランタネン(国際労働衛生委員会(ICOH)、フィンランド国立労働衛生研究所(FIOH))
- 11:15-12:00 【セッション3. アジアにおけるアスベスト使用の健康影響】
アスベスト関連疾患の診断:井内康輝(日本・広島大学教授)
タイにおけるアスベスト使用の健康影響:Kamjad Ramakul
アスベストの遺産:日本の教訓:森永謙二(日本・(独)産業医学総合研究所)
- 13:00-14:30 パキスタンにおける危険な曝露状況:ノア・ジーハン(パキスタン・ペシャワール大学)
韓国におけるアスベストの波紋:ペク・トンミョン(韓国・ソウル大学)
インドネシアにおけるアスベストをめぐる議論:ズルミアー・ヤンリ(インドネシア・労働移住省)
日本におけるアスベスト・パニック:古谷杉郎(日本・石綿対策全国連絡会議)
ケース・スタディ:船舶解撤産業:チャウドリー・レーポン(バングラデシュ・労働安全衛生環境財団)
国際的連帯の事例:仏空母クレマンソーの解撤目的のインド輸出の阻止:マドゥミタ・ドゥッタ(インド)

- 15:00-16:30 【セッション4. 被害者のエンパワーメント/リスクの認知】
 日本の中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の経験: 古川和子(日本)
 日本におけるアスベスト被害者の治療及び補償: 名取雄司(日本・中皮腫・じん肺・アスベストセンター)
 オーストラリアにおけるアスベスト被害者の正義のための闘い: ロバート・ボジャコヴィック
 (オーストラリアアスベスト疾患協会(ADSA))
 国を超えたアスベスト補償請求: リチャードミーラン(オーストラリア・弁護士)
 科学の販売: アーサー・フランク(アメリカ・ドレクセル大学)
 既存アスベストの認知とリスクの最小化/アスベスト代替品: 中地重晴(日本・環境監視研究所)
- 16:30-17:00 討論
- 18:30-21:30 レセプション

2006年7月27日

- 08:30-10:15 【セッション5. タイにおけるアスベストに対する取り組み】
 パネル・ディスカッション: 今後の動向及びアスベスト禁止に向けた措置
 パネリスト: 疾患管理局、産業活動局、労働保護・福祉局、民間部門、マヒドル大学
- 10:15-10:30 質疑
- 10:45-12:00 【セッション6. ワークショップ】
 ワークショップ 医学的サーベイランス
 ワークショップ アスベストに関する労働組合の取り組み
 ワークショップ アスベスト被害者に影響を及ぼす諸問題
- 13:00-14:30 【セッション7. 地域におけるアスベスト】
 各ワークショップの報告
 労災被害者の権利のためのアジア・ネットワーク: サンジ・パンディタ(香港・アジア・モニター・リソースセンター)
 アスベストに関するアジア行動計画: 高橋謙(日本・産業医科大学)
 世界の労働組合運動のキャンペーン: フィオーナ・マリー(建設林産労働者インターナショナル(BWI))
- 討論
- 15:00-16:00 【セッション8. 会議の決議及び結論】
 作業委員会: 天明佳臣(日本・前GAC2004組織委員長)、ノア・ジーハン、ペク・トンミョン、Dr. Somkiat Siriruttanapruk、Dr. Chaiyuth Chavalitnitikul、Dr. Pornchai Siriwipanya
- 【セッション9. 閉会式】
 Narong Sahametapat(タイ国会議員事務総長)

(敬称略)

Second Announcement (http://www.btinternet.com/~ibas/thai_conf_announce_2.pdf)

登録申込用紙、宿泊申込用紙等も含まれていますので、ご利用ください。

日本では石綿対策全国連絡会議(担当: 古谷杉郎事務局長)が主催者に協力しています。「セッション6. ワークショップ」等での発表を希望される方は、お早めに、banjan@au.wakwak.comにご連絡下さい。

【別添3】石綿及び石綿含有製品(の可能性のあるもの)に関する貿易統計-1

間税率表 の分類	第25類	第68類：石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品										
	2524：石綿	6811：石綿セメント製品、セルローズファイバーセメント製品その他これらに類する製品					6812：石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品(例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート、補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。)					
	2524.00-000	6811.10-000	6811.20-000	6811.30-000	6811.90-000	6811合計	6812.10-000	6812.20-000	6812.30-000	6812.40-000		
	原料石綿	波板	その他のシート、パネル、タイルその他これらに類する製品	管及び管用継手	その他の製品		石綿繊維(加工したものに限る。)、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物	糸	ひも(組んであるかないかを問わない。)	織物及び編物		

輸入量

輸入量	MT	MT	MT	MT	MT	MT	KG	KG	KG	KG	KG
1989	276,016	4,287	5,196	0	239	9,722	9,722,000	303	266,269	7,397	586,670
1990	286,590	3,428	9,753	0	293	13,474	13,474,000	60	244,856	2,214	279,815
1991	271,835	4,636	9,794	0	87	14,517	14,517,000	5,338	254,880	3,935	455,827
1992	242,279	4,975	6,457	0	65	11,497	11,497,000	14,400	178,137	972	449,190
1993	209,846	3,982	6,690	0	38	10,710	10,710,000	30,685	102,800	3,520	427,433
1994	199,836	5,085	7,352	0	17	12,454	12,454,000	28,253	85,469	25,821	429,824
1995	191,475	6,670	6,836	0	77	13,583	13,583,000	62,431	71,360	6,293	380,207
1996	177,869	4,476	6,496	0	329	11,301	11,301,000	23,254	59,558	10,108	441,814
1997	176,021	2,529	4,858	0	74	7,461	7,461,000	15,947	58,700	24,271	478,581
1998	120,813	1,953	2,789	0	1,255	5,997	5,997,000	0	38,900	46,436	299,654
1999	117,143	1,282	2,780	0	1,643	5,705	5,705,000	16,500	33,249	37,163	262,513
2000	98,595	1,193	3,410	0	1,207	5,810	5,810,000	33,405	21,362	287,481	
2001	79,463	534	3,111	0	1,833	5,478	5,478,000	122,650	59,001	4,729	245,798
2002	43,318	571	2,531	0	1,653	4,755	4,755,000				
2003	24,653	270	2,684	0	1,763	4,717	4,717,000				
2004	8,186	24	4,853	0	1,611	6,488	6,488,000				
2005	110	0	4,241	0	1,946	6,187	6,187,000				
合計	2,524,048	45,895	89,831	0	14,130	149,856	149,856,000	319,821	1,486,584	194,221	5,024,807
2004.10	20	23	271	0	155	449	449,000				
2004.11			925	0	226	1,151	1,151,000				
2004.12	44		491	0	140	631	631,000				
合計	64	23	1,687	0	521	2,231	2,231,000				

輸出量

輸出量	2524.00-000	6811.10-000	6811.20-000	6811.30-000	6811.90-000	6811合計	6812.10-000	6812.20-000	6812.30-000	6812.40-000	
	MT	MT	MT	MT	MT	MT	KG	KG	KG	KG	
1989	50		504	2	1,340	1,846	1,846,000	21,959	19,478	23,650	84,918
1990	142	2	572	1	284	859	859,000	14,401	13,977	28,264	65,136
1991	147	386	1,195	0	0	1,581	1,581,000	38,556	12,473	31,461	90,486
1992	116	3	2,368	0	183	2,554	2,554,000	16,346	10,449	23,941	66,310
1993	142	0	713	0	53	766	766,000	56,284	6,320	24,776	48,760
1994	108	2	689	0	265	956	956,000	8,776	3,737	15,746	31,190
1995		2	789	0	26	817	817,000	35,549	829	21,702	31,656
1996	133		371	0	72	443	443,000	16,210	12,148	15,038	35,636
1997	160	10	183	0	60	253	253,000	1,003	71,322	17,488	20,007
1998	32	4	104	0	98	206	206,000	232	40,544	8,845	16,566
1999	20		254	4	56	314	314,000	7,466	23,821	9,799	5,000
2000			185	0	33	218	218,000	26,460	20,844	5,183	3,743
2001	54		73	31	1	105	105,000	111,227	24,112	5,054	5,022
2002	29	2	175		100	277	277,000				
2003	22		485		108	593	593,000				
2004	0		327		20	347	347,000				
2005	0		184		0	184	184,000				
合計	1,155	411	9,171	38	2,699	12,319	12,319,000	354,469	260,054	230,947	504,430
2004.10						0	0				
2004.11					0	0	0				
2004.12			12			12	12,000				
合計	0	0	12	0	0	12	12,000				

貿易統計： <http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=16&P=0>

間税率表： <http://www.customs.go.jp/tariff/>

【別添3】石綿及び石綿含有製品(の可能性のあるもの)に関する貿易統計-2

間税率表 の分類	第68類：石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品										第68類合計
	6812.50-000	6812.60-000	6812.70-000	6812.90-000	6812合計	6813.10-010	6813.10-090	6813.90-010	6813.90-090	6813合計	
	衣類、衣類附属品、履物及び帽子	紙、厚紙及びフェルト	ジョイント用の圧縮した石綿繊維(シート状又はロール状のものに限る。)	その他のもの		ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド、取り付けでないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとにしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド、取り付けでないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとにしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド、取り付けでないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとにしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド、取り付けでないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとにしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)	ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品(例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド、取り付けでないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもとにしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。)	

輸入量

輸入量	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG
1989	119	3,530	1,207,917	112,805	2,185,010	353,741	51,875	77,245	761,109	1,243,970	13,150,980
1990	297	778	1,481,181	227,323	2,236,524	334,972	73,492	291,748	884,448	1,584,660	17,295,184
1991	432	985	1,634,372	154,554	2,510,323	435,695	58,101	155,617	560,803	1,210,216	18,237,539
1992	0	15,761	1,088,814	110,013	1,857,287	562,559	63,286	94,732	659,511	1,380,088	14,734,375
1993	0	33,173	842,736	59,956	1,500,303	558,881	47,518	277,463	803,486	1,687,348	13,897,651
1994	0	88,446	913,766	87,063	1,658,642	671,082	50,228	331,441	700,798	1,753,549	15,866,191
1995	0	28,749	1,237,415	441,102	2,227,557	716,310	69,329	373,187	724,351	1,883,177	17,693,734
1996	0	20,068	1,141,391	710,137	2,406,330	640,352	77,337	294,493	802,254	1,814,436	15,521,766
1997	0	27,201	1,201,337	709,156	2,515,193	932,065	90,429	275,006	769,053	2,066,553	12,042,746
1998	15	26,982	1,015,554	676,820	2,104,361	1,499,885	68,158	197,633	885,584	2,651,260	10,752,621
1999	6,610	43,741	1,410,778	155,270	1,965,824	1,615,866	56,766	209,696	816,504	2,698,832	10,369,656
2000	0	30,552	1,850,680	109,754	2,333,234	1,867,737	74,260	377,444	953,153	3,272,594	11,415,828
2001	144	40,077	1,975,494	251,576	2,699,469	1,650,571	53,451	232,552	900,648	2,837,222	11,014,691
2002	106	24,426	2,570,530	466,679	3,061,741	1,359,739	90,086	539,295	854,109	2,843,229	10,659,970
2003	40	18,013	2,270,348	403,461	2,691,862	1,296,408	77,110	717,842	1,039,082	3,130,442	10,539,304
2004	120	696	2,326,222	364,350	2,691,388	1,514,280	82,109	709,228	1,157,835	3,463,452	12,642,840
2005	120	742	1,826,693	258,024	2,085,579	916,776	114,060	298,829	1,001,393	2,331,058	10,603,637
合計	8,003	403,920	25,995,228	5,298,043	38,730,627	16,926,919	1,197,595	5,453,451	14,274,121	37,852,086	226,438,713
2004.10			177,511	32,492	210,003	94,499	8,207	69,186	47,457	219,349	878,352
2004.11			209,258	35,870	245,128	100,562	6,400	75,927	136,445	319,334	1,715,462
2004.12			209,056	13,975	223,031	107,951	9,370	41,678	37,671	196,670	1,050,701
合計	0	0	595,825	82,337	678,162	303,012	23,977	186,791	221,573	735,353	3,644,515

輸出量

輸出量	6812.50-000	6812.60-000	6812.70-000	6812.90-000	6812合計	6813.10-100	6813.10-900	6813.90-000	6813合計	第18類合計
	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG	KG
1989	1,312	116,771	1,812,281	1,259,669	3,340,038	5,951,351	238,607	845,974	7,035,932	12,221,970
1990	964	100,614	1,223,182	1,192,153	2,638,691	6,627,822	225,376	773,389	7,626,587	11,124,278
1991	303	151,299	1,057,161	1,162,212	2,543,951	6,790,280	371,630	961,805	8,123,715	12,248,666
1992	852	47,916	1,196,478	831,433	2,193,725	6,701,455	570,169	586,671	7,858,295	12,606,020
1993	25	47,217	1,324,877	688,920	2,197,179	6,827,467	268,112	702,459	7,798,038	10,761,217
1994	50	20,889	1,064,262	561,440	1,706,090	6,106,328	257,620	861,441	7,225,389	9,887,479
1995	154	11,519	787,831	595,782	1,485,022	4,092,368	473,517	586,627	5,152,512	7,454,534
1996	37	40,133	417,084	443,261	979,547	3,985,980	529,313	822,780	5,338,073	6,760,620
1997	96	29,255	365,844	327,042	832,057	3,797,606	1,375,952	1,069,312	6,242,870	7,327,927
1998	18	10,377	203,571	145,816	425,969	1,513,306	4,389,060	801,910	6,704,276	7,336,245
1999	28	13,782	270,180	127,911	457,987	1,067,376	5,435,556	855,186	7,358,118	8,130,105
2000	62	22,256	327,987	110,741	517,276	1,074,176	5,552,242	637,951	7,264,369	7,999,645
2001		24,034	279,825	83,814	533,088	865,722	5,689,198	481,857	7,036,777	7,674,865
2002	1,093	37,991	234,013	154,826	427,923	907,218	8,299,623	525,824	9,732,665	10,437,588
2003	40	296	273,458	131,716	405,510	1,367,560	8,354,911	531,040	10,253,511	11,252,021
2004		403	191,951	118,366	310,720	1,324,720	9,201,067	695,257	11,221,044	11,878,764
2005		4,172	214,829	133,488	352,489	1,060,183	10,369,583	922,303	12,352,069	12,888,558
合計	5,034	678,924	11,244,814	8,068,590	21,347,262	60,060,918	61,601,536	11,739,483	133,401,937	167,068,199
2004.10		403	5,707	8,082	13,789	108,876	772,578	84,461	965,915	979,704
2004.11			10,454	9,448	19,902	108,923	722,578	43,149	874,650	894,552
2004.12			19,015	7,146	26,161	99,779	823,634	67,680	991,093	1,029,254
合計	0	0	35,176	24,676	59,852	317,578	2,318,790	195,290	2,831,658	2,903,510

貿易統計：http://www.customs.go.jp/toukei/srch/index.htm?M=16&P=0

間税率表：http://www.customs.go.jp/tariff/

国際労働機関(ILO) 2006年1月6日

アスベスト: 潜伏中の有害影響が姿を現わす

ILO Features Service Articles, 2006.1.6

<http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/features/06/asbestos.htm>

ILOは、毎年、アスベストの職業関連曝露で毎年100,000の人々が死ぬと推定している。今後5年間で、日本では少なくとも15,000人が死亡するであろうし、フランスでは今後20年から25年で100,000人が死亡する。アメリカでは、1970年以来、アスベスト曝露に関連した死亡、がん、その他健康問題で数十万件の損害賠償の訴訟が起きており、アメリカの数十の会社が破産している。とILO InFocus Programme SafeWork代表ジュッカ・タカラは述べている。

【ジュネーブ(ILOオンライン)】ヨーロッパでは1950年代に建設されたビルの解体が毎日どこかで行われている。子ども達が学校帰りの途中で作業中の巨大なブルドーザーを見上げている。ブルドーザーは既に一階の解体に取り掛かっている。しかし、誰もが、建物に使われていたアスベストに注意しない。

わずかな時間に、大量のアスベスト繊維が空中に舞い上がり浮遊する。アスベスト繊維は非常に細く、容易に呼吸器系に吸い込まれる。化学的に難分解性なので、それらは体内に長く留まり、恐らく永久に肺の中に存在するであろう。有害な影響は数十年の潜伏期間の後に姿を現わす。

“広く知られているように、アスベストはヒトに2種類の損傷を引き起こす。石綿肺すなわち肺胞または胸膜の繊維状肥厚、及び、職業関連で最も悪性な腫瘍である中皮腫を含む肺及び喉頭のがんである” とジュッカ・タカラは説明している。

アスベストの使用と製造は、欧州連合の旧加盟15か国では禁止されており、新加盟国でもすぐに禁止されるであろうが、潜伏中の有害影響の一部(鉄のグリップ)こそが、いまだに多くの先進工業国においてアスベスト汚染を政治的課題として高く位置づけている理由である。

2005年10月、フランスの上院報告書は、政府がアスベスト汚染問題に適切に対応せず、その結果、アスベストに起因するがん死亡を加速させることになったとして非難した。

“1965年から1995年の間に、35,000人の死亡がアスベストに起因し、今後20年から25年の間にさらに60,000人から100,000人の死亡が推測される” と同報告書は述べている。アスベストにより引き起こされる肺がんは潜伏期間が長期であるために、フランスの科学者らは、今後の急激な発生は必然的であり避けることができないと考えており、それは2030年まで続くと予測している。

“アスベストは、職業関連の死亡をもたらす最大の、少なくとも最も重要な、単一要因であり、世界中で主要な健康政策課題として重要度が増している” とジュッカ・タカラはコメントしている。

ILOによる調査を考慮して、日本の環境省は最近、アスベストにより引き起こされる死亡者数の公式な予測を初めて発表した。環境省によれば、2010年までに日本で中皮腫又はその他の肺がんによる死亡者の数は15,600人に達するとしている。

同省は、アスベストによって引き起こされた疾病の被害者の医療費をカバーし、アスベスト被害者の家族の救済費用に充てるために、策定中のアスベスト対策特別法にこの数字を使用するであろう。

他の諸国に関しては、アスベスト関連肺がんと中皮腫で、毎年アメリカで21,000人以上、ロシアで10,000人以上、中国では110,000人以上が死亡するとILOは推測している。西ヨーロッパ、北アメリカ、日本及びオーストラリアでは、今後毎年新たにアスベストに起因する肺がんは20,000人が、中皮腫に10,000人がなると予測されている。

全世界でのアスベスト禁止に向けて？

職場におけるアスベスト曝露関連リスクからの労働者の保護に関するEU指令(83/477/EEC、2003年3月改訂)、及び1986年採択のアスベスト使用における安全に関するILO条約第162号により、1970年代以来、世界におけるアスベスト製造が半減した。

“それにも関わらず、アスベストはいまだに世界の職場で発がん性第1位の物質である” とジュッカ・タカラは述べている。“問題は解決したというよりも、場所を変えた。リスクは現在、既存の確立した市場経済ではなくて、経済移行国及び開発途上国において高く、これらの諸国において20年から30年後にはアスベストがヒトの健康の時限爆弾であることが証明されることは確実である。”

発展途上国では、アスベスト使用は20世紀の最後の30年間で増大しており、一方、アメリカやその他の先進工業国では、この物質の使用を段階的に廃止した。

ジュッカ・タカラは、アジアにおける船舶解撤(解体)産業を最も顕著な例として引用した。“バングラディッシュやその他の国で解体されている船は、平均6トンのアスベストを含有している。そのような船のほとんど全てはアスベストを含み、リサイクルされる。安全な製品をリサイクルすることには何も有害性はないが、防護措置なしで船のアスベストを解体し再梱包することは許容することができない” と彼は述べている。

ILOは、その国際的基準(条約、勧告、実施規約)に基づき、アスベストの課題に対する様々な解決を行っている。アスベストの使用における職業的がん、作業環境、安全、及び、化学物質の使用における安全に関するILO条約第139号、第148号、第162号及び第170号は、ILO加盟国のうち116か国の批准を受けている。

これらの条約は、国家及び企業レベルで包括的な防護措置を規定することにより、有害なアスベスト曝露から労働者を保護する確固とした法的及び技術的基礎を提供する。知識と経験の共有、情報の普及、直接的な技術援助と技術協力活動を含むその他の方法も、アスベスト関連疾病に対する予防的な取組を強化するために、ILOによって採用されている。

“われわれは、全世界でのアスベスト使用と製造の禁止からは程遠い。しかし、アスベストの使用における安全に関するILO条約第162号に27か国が批准した” とジュッカ・タカラは述べ、アスベストを禁止した25か国の内訳は、EU15か国、アルゼンチン、オーストラリア、チリー、コスタリカ、ハンガリー、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、スロベニア及びスイスであると彼は付け加えた。

リスクをどこか他所に移すことは、誰にも機会を提供する公平なグローバル化(世界化)の目的に適わない。アスベスト禁止を世界中に広めることは、大きなそして重要な課題である。そのために、国際共同体は諸国が必要な再構築措置に対処するのを助け、代替の雇用を創出し、全世界でアスベスト代替品の使用を促進するために、知識と支援を提供しなければならない” とジュッカ・タカラは結論付けた。

翻訳:安間武(化学物質問題市民研究会)

2006年ワーカーズ・メモリアルデー

ILO SafeWork

4.28 仕事における安全と健康のための世界の日 2006年のテーマ: 人間らしい仕事 - 安全な仕事 - HIV/AIDS

<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/worldday/index.htm>

「仕事における安全と健康のための世界の日」は、人間らしい仕事(ディーセント・ワーク)、安全な仕事の促進及び創造に対する国際的な関心に焦点を当てようとするものである。ILOの目標は、職場における汚名やHIV/AIDSに関連した差別を取り除くことによって仕事をよって、HIV/AIDSによるものを含め、毎年の仕事に関連した死亡数を減少させることである。今年もこれまでの年と同様に、世界中で政労使三者による行事が執り行われようとしており、これらの努力を支援する参考資料等もこのウェブページから入手することができる。この重要な日の促進にぜひ参加していただきたい。

4.28の歴史

2003年にILOは、仕事における疾病及び災害の予防を強調し、また、その三者構成主義及び社会対話の伝統的な力を活用しながら、世界の日認知を開始した。4.28はまた、世界の労働組合運動が長年、労働災害及び職業病の被害者を記念することと結び付けてきた日でもある。

国際自由労連(ICFTU) 2006年2月17日

「労働組合のある職場 より安全な職場」 2006年4月28日 死傷労働者のための国際記念日

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_3e.EN.pdf

2006年のテーマ

2006年4月28日の「死傷労働者のための国際記念日」の準備を始めるよう呼びかける。ご存知のとおり、この日は、世界中の労働組合に、持続不可能な私たちの労働、職場、そして生産が働く者のいのちと暮らしに与える結果に焦点を当てる機会を与えるものである。

今年の4.28のスローガンは「労働組合のある職場 より安全な職場」であり、選び抜かれたテーマは、アスベストおよびグローバル・ユニオンの「アスベスト禁止」キャンペーン、HIV/AIDS: 労働に関連した諸側面および(グローバル・ユニオンの行動)計画の実行、雇用転換に関するものも含め労働安全衛生に関連するILOの条約その他の文書、である。

多くの皆さんがすでに、それを通じて労働組合が、すべての者に関わる様々な安全衛生問題に関連する幅広い分野の人々の関心を高めることのできる手段としての4.28の価値にお気づきのことと思う。別添の4.28の手引きは、さらに詳しい情報を提供している。

これによって、今年の4.28死傷労働者のための国際記念日への積極的な参加と、ただちに独自のイベントの計画立案を開始するよう呼びかける。

別添 4.28死傷労働者のための国際記念日の手引き

A. 4.28国際記念日の紹介

4月28日にわれわれは、不安全、不健康あるいは持続不可能な労働や職場のために、毎年、死亡している200万人を超す労働者、負傷している120万人、そして病気になっている1億6千万人のことを思い起こす。*

最初の4.28のキャンドルライト・セレモニーは、1996年に、世界各地における労働組合の様々な取り組みと同時に、ニューヨークの国連持続可能な開発委員会の場で行われた。それ以来、数多くの記念行事が生まれ、110か国以上において実施されてきた。それらには、大規模な行進や教育・請願行動への動員から、基本的な情報配布まで含めて、幅広い様々な行動が含まれている。また、多くの組合が4.28を、自ら行った職場調査結果を公表したり、追求しようとしているイニシアティブを発表する機会として活用している。

2006年のわれわれの狙いは、昨年の成果を打ち固めることにある。今年の4.28の自らの焦点および範囲を何にするかを決めるのは、各国または各部門の労働組合自身である。昨年は多くの組合が、短時間のスピーチや黙祷、詩の朗読や音楽を組み合わせた、シンプルなキャンドルライトや焚香セレモニーを選んだ。テーマに関しては、セレモニーやイベントは、4.28の全体的な方向性を反映したものとすべきであり、また通常、死亡し、病気になり、傷害を負った労働者を何らかのかたちで記念することで始まり、いのちと暮らしの希望のメッセージで終了する。

4.28は、「記念日(Commemoration Day)」として、過去の被害者を思い出す単純な「記念(memoarial)」よりは上のものである。命を奪われていなくても今なお苦しみ続けている人々に焦点を当てて、この日はまた、悲嘆や喪失感、苦しみを、対話と変革のための前向きな行動に象徴的に変えていくためのものでもある。したがって4.28は、追悼と同時に、前向きな称賛と行動のための日でもある。

現在、アルゼンチン、ベルギー、バミューダ、カナダ、ブラジル、ドミニカ共和国、ルクセンブルグ、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、台湾の13か国・地域が、4.28を公認している。自国がこのリストに加わるのを促進することは、国連に4.28を公式に認めさせようとするわれわれの努力に貢献するものである。

B. 4.28スローガン:労働組合のある職場 より安全な職場

「労働組合のある職場 より安全な職場」が、安全な仕事と職場は、労働者が労働組合に組織され、労使間で締結された労働協約が安全な労働と健康的な労働者の保証として意味のある労働安全衛生条項を提供する場合にのみ確保することができるという考え方を促進するために、2006年のスローガンとして選ばれた。3つのテーマとして、安全、健康及び権利を促進するための労働者の緊急の課題である、アスベスト、HIV-AIDS、ILO条約の活用、を取り上げた。

このようにして、4.28はメーデー(5月1日)の精神と連結し、可能な限り5.1の取り組みと結びつけることが求められている。労働組合を結成し、使用者と団体交渉を行うすべての労働者の権利は、安全な職場の確保に不可欠のものであるが、それらの権利がいま多くの国で攻撃にさらされている。昨年のICFTUの「労働組合の権利侵害年次調査」によれば、2004年だけで、145人の労働者が労働組合活動を理由に殺されている。さらにこの調査は、700件の暴力的攻撃と500件の死の脅迫、多くの国々において労働組合活動家が投獄、解雇、差別に直面し、また、組合の組織化と団体交渉に対する法的障害にぶつかっていることを記録している。何百万人もの労働者がその権利を否認されるか、されつつあり、仕事上の安全と健康を否定されている。以下の国別プロフィールは、世界中すべての諸国における労働組合の権利に関する情報を提供している。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpQ_10a.EN.pdf

2005年には、1万以上の行動が、世界中の110を超す国・地域において、ICFTU及びグローバル・ユニオンによって組織された。2005年の行動の要約は：http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1d.EN.pdf、国別概要プロフィールは：http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpH_1a.EN.pdfを参照されたい。

労働組合同国別プロフィールは、労働組合その他の者が、所定のトピックスに関する、国、部門及び職場レベルの行動を確認するのに役立つ。プロフィールは、すべての諸国及びいくつかの地域と産業部門、特定の企業について、OECD労働組合諮問委員会(TUAC)によって維持されているデータベース中の一定の情報群に基づいた分析の進展を参考にしている。このデータは、特定のトピックスについての分析を促進する

ために、分割され、多様なレポート形式で入手することができるようになっている。しかし、プロフィールの作成は、標準化されてきているところであり、いくつかは、持続可能な開発、エネルギー及び気候変動、労働安全衛生、アスベスト、HIV/AIDS、労働組合の権利、企業責任といった特定のトピックス向けの整備中の特別形式で入手することができる。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpS_1.EN.pdf

C. 2006年のテーマ: アスベストおよびグローバル・ユニオンの「アスベスト禁止」キャンペーン

今年2月、ICFTUは、グローバル・ユニオンの「アスベスト禁止」キャンペーンに関連のあるすべての参加組織にチラシと2005年6月に開始して以来のキャンペーンの進展についてお知らせした。この文書及びそのURLリンクを、4.28にアスベストに焦点を当てた行動を計画するための背景説明として活用していただきたい。この文書は、以下で入手できる。(【資料3】参照)

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_7c.EN.pdf

積み上げられ続ける証拠によって、アスベストの危険性はいまや反駁できないものと考えられている。かなりの数の文献が、10万を超える人々のアスベストによる死と、それが社会にもたらしているコストについて既述している。この証拠のいくつかは、ILO労働安全衛生エンサイクロペディアで複数の言語でみることができる。

<http://www.ilo.org/encyclopaedia/?find=&bsearch=asbesto&whereSelectSW=1>

これによって、関心を高める政治的及び教育的取り組みやキャンペーンに関係した特定の問題または解決策にねらいを定めた取り組みを通じて、アスベストの世界的禁止への支持を確立する4.28の行動に携わることが求められる。行動は、以下で入手することのできる、昨年12月のアスベスト禁止に関するICFTUの決議に対する支持を打ち立てるべきである。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_7a.EN.pdf

また、4.28のメッセージで、自国の、アスベスト使用の廃絶及び関連する雇用転換の問題と関係した国際労働機関(ILO)の条約や文書の批准及び実施の状況に焦点を当てることを強く勧告する(以下の関連する4.28テーマを参照)。アスベスト使用及び関連する条約・文書の遵守に関する各国の状況についての背景情報は、以下の最新のアスベストに関する国別プロフィールで入手することができる。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_6.EN.pdf

この国別アスベスト・プロフィールの分析が、各国におけるアスベスト・キャンペーンの優先課題の確認に役立つように作成されており、以下で入手することができる。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_7.EN.pdf

いずれこの4.28行動においても、アスベスト問題と、自国においてアスベストの生産や貿易をやめる必要性について、労働者及び人々の関心を高めることが重要である。さらに、われわれのキャンペーンの成功に不可欠なものとして、アスベスト・キャンペーンの連絡担当者名簿(上述のICFTUの文書参照)の構築に協力していただきたい。

D. 2006年のテーマ: HIV/AIDS 職場における発生と解決策 / E. 2006年のテーマ: ILO労働安全衛生条約・文書 / F. 4.28の分野横断的課題 / G. 4.28の行動の報告 (省略)

2005年世界死傷統計: 毎年、2億7千万件の労働災害と1億6千万件の新たな職業病人の結果として200万人を超す男女が死亡している。これらの数字は、毎年、職業病だけで170万の死亡の原因となり、少なくとも2億6800万の非致命的な労働災害が発生しているとするILO/WHOの推計を補足したものである。そこではまた、355,000件の業務中の死亡災害の半数以上が、世界の労働人口の半分を占める部門である農業で発生していると推計している。その他のハイリスク部門は、鉱業、建設業、商業漁業である。世界の国内総生産の4%が、障害、死亡、疾病による労働不能、治療費、障害・遺族給付によって損失している。全疾病事例の少なくとも4分の3が、4日以上以上の休業をともっている。労働人口における死亡及び疾病の費用によるGDPの損失は、開発途上国に対する政府開発援助の総額よりも20倍も大きい。毎年、業務中に12,000人の子供たちが殺され、危険有害な化学物質が340,000人の労働者を殺し、そのうちアスベストだけで毎年10万人の生命を奪っている。ILO死傷統計を参照:

<http://www.ilo.org/public/english/dialogue/actrav/new/april28/facts04.pdf>

グローバル・ユニオン 2006年2月10日

「アスベストの世界的禁止」キャンペーン最新状況

<http://www.ilo.org/public/english/bureau/inf/features/06/asbestos.htm>

この書簡は、グローバル・ユニオンのアスベスト禁止キャンペーンに関する取り組みの進展状況をお伝えし、以下の諸問題への一層の参加をお願いするためのものである。

- ・ 昨年6月に開始したアスベストキャンペーンの進展状況のフォローアップ及び国別・部門別の連絡担当者名簿の拡大
- ・ 新たに採択されたICFTUアスベスト決議への支持の構築
- ・ われわれの優先順位及び戦略を豊かにするための情報の入手
- ・ キャンペーンを実行するための具体的な行動ポイントの確認

A. 背景及び経過

2005年6月、グローバル・ユニオンは、ジュネーブにおけるILO総会のサイドイベントにおいて、アスベストの世界的禁止のためのキャンペーンを開始した。このイベントのプログラム及び成果は、以下を参照されたい。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_7b.EN.pdf

このキャンペーンの開始は、ILO総会に参加したすべての諸国の政府、使用者及び労働組合代表に、何らかのかたちでアスベスト禁止キャンペーンに参加するよう求める書簡を発することで刻まれた。書簡の内容は、この目的のために作成された特別な国別アスベスト・プロフィールの分析に基づく国のグループ分けにしたがって異なるものとした。

- ・ 国分類1a及び1bは、アスベストをすでに禁止しているか、または禁止することが見込まれている諸国 1aはもはやアスベストを輸入も輸出もしていないが、1bはいまもやっている国。[注：日本は1b]
- ・ 国分類2：アスベストを禁止していないが、アスベスト貿易の記録がない国。しかしながら、これら諸国におけるアスベストの存在や使用が報告されているか、きわめて疑わしい国。
- ・ 国分類3a及び3b：アスベストを禁止していないが、その輸入または輸出のいずれかは様々な国 3aの国は、3bと比較すると、ヘビー・ユーザーである。

これらの諸国への書簡及び国分類は、以下で詳しく述べられている：

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_7.EN.pdf

諸国への書簡はまた、受領組織が、キャンペーンのフォローアップのためのICFTUとの連絡担当者を少なくとも1名確認するよう求めた(上記別添B参照)。

同時に、ICFTU傘下組織及びグローバル・ユニオンの連合体に対しても、ILOで配布した書簡の写しを提供して、各国政府から返答を得るためのフォローアップ、あるいは書簡で提起した諸問題に関する各国の現状の簡単な評価を提供していただくよう要請した。

さらにICFTUは、第124回ICFTU執行委員会(2005年12月、香港)で採択された、アスベスト決議の案文を三度にわたって発出した。同決議は添付されている。以下を参照：

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_7a.EN.pdf

昨年6月のILO行動の初期フォローアップの一環として、9月及び10月に、ILO SafeWork、IFBWW(国際建設林産労連)、公衆衛生協会世界連合(WFPHA)、世界保健機関(WHO)、国際労働衛生委員会(ICOH)との会合が持たれた。10月末にはブリュッセルで、ETUC(ヨーロッパ労連)、WFPHA及びいくつかの傘下組織とのフォローアップ協議のための小会合が開かれた。さらに、ケニアでのUNEPの労働組合会合(#C.c.参照)に出席した、アスベスト問題に取り組んでいる参加者たちが、短時間の報告会に出席して、今後の計画についてのアイデアを出し合った。これらの集まりが、取り組みの進展状況及び、少なくとも今後6か月間の、キャンペーン展開のために考えられる優先事項に関するいくつかの初期フィードバックの提供に役立った。

B. 進展及びフォローアップの概要

連絡先及び電子的情報交換：以下の国分類の諸国の労働組合その他の組織は、指定されたキャンペーン連絡担当者をもっており、新しい電子的フォーラムの参加者に加えられている。

国分類#1: オーストラリア、ベルギー、デンマーク、エジプト、フィンランド、イタリア、日本、マルタ、ニュージーランド、ノルウェー、スペイン、スイス、イギリスの労働組合及びベルギー政府

国分類#2: トーゴの労働組合

国分類#3: バングラデシュ、メキシコ、フィリピン、アメリカ、ベトナム、ジンバブエの労働組合及びブラジルとリベリアの政府

世界または部門団体: ASBAN、BWI (建設林産労働者 = 2005年12月にIFBWWとWFBW合同)、ETUC、ICEM (国際化学・エネルギー・鉱山一般労連)、IFJ (国際ジャーナリスト連盟)、ILO、IMF (国際金属労連)、ICOH、ITGLWF (国際繊維被服皮革労組同盟)、IUF (国際食品関連産業労働組合連合会)、WFPFA、WHO。

まだ連絡担当者を指定していない労働組合組織は、新しいフォーラムがすでに開始されていることから、可能な限り速やかに指定するよう求められる。新たなフォーラムには、われわれのキャンペーンに参加する労働組合その他のグループの連絡担当者が含まれている。このような連絡担当者名簿は、キャンペーンのガイダンスを与える特別合同作業委員会を創設する基礎として役立つだろう。

C. ICFTUの採択した決議及びフォローアップ

前述の採択されたICFTU決議を、組織化及び計画立案の最初の基礎にしていきたいと考えている。決議には、3つの構成要素が含まれている。

a) 決議は諸政府・社会パートナーに禁止への支持を呼びかけている

労働組合その他の組織は、この決議または同等の決議を採択し、また、独自のアスベスト禁止方針(ポリシー)を確立するよう求められている。かかる決議はまた、労働組合関係を越えた諸グループとの対話を生み出す基礎として活用されるべきである。アスベスト禁止方針を確立したり、確立した団体をご存知のときは、広く知らせ宣伝したいと考えているので、お知らせいただきたい。例えば、ICFTUといくつかのGUF(国際産業別組織)以外に、これまでに以下の諸団体がわれわれのキャンペーンに加わることを確認している。

- ・ 国際労働衛生委員会(ICOH) 労働衛生分野の医師及び看護師の主要な国際専門家団体
- ・ 国際環境衛生医学会(ISDE) ヨーロッパ、ラテンアメリカ、北アメリカ、アフリカ及びアジアにまたがる医師を代表するアドボカシー・グループ
- ・ 公衆衛生協会世界連合(WFPFA) 約60か国の公衆衛生の専門家を代表する組織

アスベストのストックはすべての国・地域に何らかのかたちで現存しており、対処及び廃棄しなければならないものであることから、アスベスト禁止決議または方針の確認は、すべての国の労働組合に求められている。さらに、使用済み製品の移動が世界の消費市場に道を開き、それが放置されたままになっていることから、アスベストのいかなる「国際」移動も禁止するのを支持することは、すべての国の労働組合の関心事である。また、すでにアスベストを禁止している諸国の多くも今なお(アスベスト含有)製品の輸入または輸出を続けており、ノン・アスベスト(社会)への有効な移行は長期間にわたるプロセスなのである。

多くの傘下組織が、昨年6月のILO総会で配布した各国政府の労働組合書簡に対する(対応の)フォローアップをしてきている。これまでのところ、傘下組織が政府から回答を得たのはデンマークとシンガポールだけであり、この点に関してなされなければならないことは多い。自国政府からその計画についての公式回答を獲得するためのいかなる活動も歓迎する。あるいは、前述したとおり、アスベスト禁止に関する自国政府の現在の方針の状況についての短い評価を提供していただいてもよい。

b) 決議は、国際労働機関に特別の行動をとるよう求めている。

ILOの加盟諸国の一員からILO自体に、禁止及び決議に述べられた関連する諸措置の必要性に関して何らかの問い合わせがなされることが、強く勧奨される。

来るべき本年6月のILO総会の場で、労働者、使用者及び労働組合の代表たちはジュネーブにおいて、労

働安全衛生のための新しい促進的文書についての交渉を行うことになっている。この取り組みと表裏一体となって、われわれのキャンペーンについての書簡を再度、様々なILO構成員の代表に配布する予定である。決議のなかで要求している諸措置に対する、自国の政府または使用者の代表の支持を獲得することは、6月のわれわれの努力がどのような成果を生むかに大きな影響を及ぼすだろう。

c) 決議は労働者及び使用者団体に特別の行動に取り組むよう求めている

アスベストとその影響及びわれわれの世界アスベスト禁止キャンペーンに対する関心を高めるための、具体的な行動がすべてのレベルにおいて実行されるべきである。それらは報告していただき、新しい電子のフォーラムを通じて広報される。自らの行動と国際レベルで計画している行動を連結させるためにできることは、何であってわれわれの行動をより効果的なものとするだろう。できる限り多くの国際的な組織及び各界の注意を、アスベスト禁止に引きつけることがわれわれの目標である。

- UNEP(国連環境開発計画): 最近1月15-17日に開催されたUNEP労働と環境に関する労働組合会合。以下の採択された決議(パラグラフ1.j.及び2.k.を参照):
http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpO_6d.EN.pdf
- SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的 アプローチ): 2月4-7日のドバイにおける国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチの会合で、労働組合はアスベスト禁止に対する理解を求めた。
- OECD(経済協力開発機構): 3月1-3日にパリで開催された環境政策委員会(EPOC)の会合で、アスベスト問題がOECDの環境戦略の一部として取り上げられる予定である。
- 4.28 死傷労働者のための国際記念日: 今年はアスベストがメインテーマのひとつに取り上げられる。国際記念日及びその中でのアスベスト問題の取り扱いに関する別の文書が、間もなく発出される予定である。4.28行動の時期にアスベストに関連する取り組みを計画し、それを報告していただくようお願いする。
- UN-CSD(国連持続可能な開発委員会): 5月1-2日のニューヨークにおける国連持続可能な開発委員会の会合で、労働組合は産業開発に関する議論の一部として取り上げる予定である。(議題の)C.28の部分に対する以下の労働組合の提案を参照されたい。
http://www.global-unions.org/pdf//ohsewpO_4h.EN.pdf
- UN-WHO(世界保健機関): 5月22-26日にジュネーブの世界保健機関において、労働組合は各国政府の厚生大臣とアスベスト問題を取り上げるつもりであり、このための特別の資料一式を配布する予定である。これに関するさらなる情報は、われわれのアスベスト禁止電子フォーラム(前述)を通じてお知らせする予定である。

D. 国別アスベスト・プロフィール及び情報提供のお願い

包括的な世界の労働組合のアスベスト戦略は、以下で入手可能な、整備中のアスベストに関する国別プロフィールによって裏づけられている。

http://www.global-unions.org/pdf/ohsewpL_6.EN.pdf

これには、各国のアスベストに関する基本的情報がおさめられている。

キャンペーンの目的のために、より簡単かつ戦略的な内部用キャンペーン文書を現在準備中である。このために、以下のような情報の提供をお願いしたい。

- すべての諸国: 自国のアスベスト使用の現状に関するデータ、すなわち、アスベスト・セメント(とりわけ建材)、機械及び自動車製造、廃棄その他のプロセスにおけるものなど、輸入/輸出統計には現れないが含有され販売されているアスベスト
- すべての諸国: アスベストによる死亡及び傷害に関する国レベルの統計。現在われわれは限られた推計数字しかもっていない。
- 国分類#2及び#3の諸国: 現時点における自国政府がアスベスト禁止に向かう可能性に関する評価
様々な言語によるアスベストに関する労働組合が作成した教材(現物ではなくリストのみで結構)について知らせていただきたい。おって作成する、入手可能な情報源の索引に組み込みたいと考えている。

ILO SafeWorkには、アスベストとその危険性に関する、労働組合リーダー向けの基礎的な注意喚起課程の開発を援助するよう求めるつもりである。WFPHAは、広く普及することのできる簡単なパワーポイント・スライド集を製作することで合意している。さしあたり、(もしあなたの国に存在していれば)WHO労働衛生コラボレー

ディング・センターが、アスベスト関連疾患に関する情報・教材を提供すべき立場にあることに留意していただきたい。また、地元のILO/WHO代表者に、シリカ・アスベスト関連疾患に関するILO/WHO合同プロジェクトの一環として、アスベストとシリカの健康影響に関する教育活動への援助を求めてみることも、さらなる情報の入手に役立つかもしれない。

あなたのアスベストに関する取り組み及びあなたの国または部門における取り組みの進展について知らせていただきたい。この情報は国別プロフィールの情報更新で反映される。

国際自由労連執行委員会 世界的アスベスト禁止に関する決議

2005年12月9-10日・香港(2005年12月10日採択)

以下のことを考慮し：

- ・ 毎年10万を超す労働者がアスベスト曝露に起因する疾病により死亡していること
- ・ クリソタイルを含むすべての種類のアスベストが、国際がん研究機関(IARC)によって既知の人間に対する発がん物質に分類され；アスベストのすべての用途に対して多くのより有害性の少ない代替品が存在していること

また以下のことを考慮し：

2004年12月のICFTU世界会議が、その加盟団体、地域組織、グローバル・ユニオンのパートナー及び傘下組織に対して、「アスベストの使用及び商業利用の世界的禁止のためにキャンペーンし、関連するILO条約の批准を促進し、また傘下組織とともに国の政府に対して、今後のアスベスト使用をやめ、アスベスト製品に曝露または曝露するかもしれない労働者及び地域社会を防護するための適切な、より強化された防護対策を確保し、とくに影響を受ける地域への経済的支援を含む、アスベスト禁止により職を失う労働者の雇用転換プログラムを実行するよう圧力をかける取り組みを行う」よう指示していること

ICFTU執行委員会は各国政府及び社会パートナーに対して以下のことを支持するよう要求する：

- ・ 国レベル及び世界的なアスベストの禁止及び代替化の促進、また、各国におけるかかる禁止を促進する労働組合の取り組みに対する支援
- ・ アスベスト曝露から労働者を防護するためのより改善された措置及び最初のステップとして、アスベストの使用における安全に関するILO第162号及び附随する第172号勧告の最低基準としての批准及び実施
- ・ ノン・アスベスト製品の貿易を促進するプログラムの策定
- ・ 雇用政策に関するILO第172号条約と附随する第122号勧告及び防護措置の社会経済的結果に関するILO決議に沿った、雇用転換プログラムの策定による、アスベスト禁止による雇用の損失を埋め合わせるプログラム
- ・ 例えばアスベストの除去、代替品の開発、監督、監視、規制等に係る公共部門などに狙いをつけた、財政援助プログラムを通じた、有効な雇用の創出及び補償措置
- ・ アスベスト被害者をケアし、公正な補償を確保するための、効果的な措置の制度化及び関連するILO条約の批准

ICFTU執行委員会は国際的労機関に対して以下のことを要求する：

- ・ すべての種類のアスベスト及びアスベスト含有物質の使用の廃絶を支持する健康優先方針を採択し、また、かかる方針に関連するILO文書の批准及び実施を改善すること
- ・ 加盟各国に対して、ILO第162号条約と附随する第172号勧告及び第122号条約の諸条項の批准及び実施を促進すること
- ・ ILO第162号条約の未批准及び附随する勧告の未実施の要因をよりよく理解して、理事会に対して是正措

置の助言を与えること

- ・ アスベストの生産、輸入、輸出及び使用の世界的禁止を促進する決意を固めること
- ・ 加盟国及び地域が、労働環境及び社会環境におけるアスベストの把握、管理及び除去のための、また、必要な雇用転換措置のための国の方針及びプログラムを策定するのを援助すること
- ・ アスベストの危険性に関する注意を高めるために、国連の諸機関、とりわけ世界保健機関とより緊密に協力すること

ICFTU執行委員会は労働者及び使用者団体に対して以下のことを要求する：

- ・ すべての種類のアスベストの今後の使用の禁止につながる行動及びプログラムを解すること
- ・ とりわけ国レベルにおいて、アスベスト禁止を採用及び促進し、公正な雇用移行措置を策定すべきことを、政府に確信させるための取り組みを行うこと
- ・ 職場におけるアスベストの使用を禁止し、雇用転換を促進するために、団体交渉その他の手段を通じて、労働者及び使用者団体の交渉の進展を支持及び促進すること
- ・ 最もリスクのある職業グループ、すなわちアスベストが使用されている既存の建築物や構造物における修理、保全、改装、破壊、除去及び船舶の解撤でアスベストに接触することを余儀なくされる作業に焦点を当てた、安全衛生プログラム及び有効な規制(効果的なライセンス制度、品質評価及び公的機関による十分な監督を含む)を策定すること
- ・ アスベストの製造及び販売に責任を有する者が、その製品の使用により傷害を負った個々人に対するいかなる法的責任をも免れることのないよう確保すること